



明治初年の災害とその影響

－「小瀬一揆」とその時代を例に－

「小瀬一揆」と聞いて、市民の皆様はまず何を思い浮かべるでしょうか。「義民」の存在や、政府の政策（地租改正）との関連性は今まで何度も言及されてきました。それらは一揆を語るうえで重要な要素です。

しかし、一揆の中心人物の一人となった上小瀬村（現市内上小瀬）の町甚左衛門らが、直前に県令に対し提出した「歎願書」のなかで、地租「延納」をもとめる理由として「災害」の存在を持ち出しているとおりに、一揆およびその過程でみるべき要素はほかにもあります。すなわち、歎願書には「抑当上小瀬村並に緒川沿岸一体の諸村ハ去る明治五年七月十三日の洪水並に翌明治六年九月十日暴風之為耕作物皆無に属し」とあります。

冒頭にこれらの災害が持ち出されている点から、当時の農民たちにとってかなり大きな出来事であったと思われます。こうした災害とは、具体的にどのようなものであったのでしょうか。まだ確たる被害状況を分析できるにいたっていませんが、たびたび、これに類する災害（緒川の水害か）があったのは当時の史料からみても確かなようです。同じく緒川沿岸に位置した野口平村（現市内野口平）では、明治7年（1874）中に「川欠」（＝水害により農地として使用不能になった田畑）があったことによる「永引」（＝年貢賦課地から一定の面積もしくは高を最初から除外）の件

で、村長・戸長・区長が県に対して検査を「再願」しています（「川欠永引再願之儀」明治8年 野口平区有文書）。このなかでは、「地租改正」を実施するにあたって「指支候二付」とあります。



▲歎願書（個人蔵）



飯塚 彬氏
近現代史部会協力員
国文学研究資料館
資料整理等補助員

小瀬一揆がおこったのは明治9年で、「歎願書」の「洪水」と「暴風」の記載は明治5・6年の出来事で時期には開きがあります。ただ、水害があったことによる「川欠」が地租改正に影響を与えることが危惧されているのと同じように、農民たちにとって災害の存在は忘れ難いものであったのでしょうか。

小瀬一揆に関する伝承は「義民」を中心として数多く伝わっていますが、この一揆をおこすにいたった農民たちの同時代的な状況、そして地域の状況はまだまだ調べる余地がありそうです。

市民の皆様とともに、この複雑な時代について考えていきたいと思えます。情報提供など何卒よろしくお願い申し上げます。



▲川欠永引再願之儀（野口平区有文書No.48）
茨城県立歴史館寄託資料

■問い合わせ■

文化スポーツ課

文化・スポーツグループ ☎52-1111（内線344）